

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案参照条文目次

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）	1
筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）	1
関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）	1
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）	2
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	3
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	3
旧都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）	4
旧地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	6
法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）	6
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）	6
鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）	7
公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）	8

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案参照条文

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

一～四（略）

五 住宅積立郵便貯金 自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五百十六号）第二十二条の二及び第二十二条の三の規定又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二条の二の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

（略）

第六十条（適格預金者のあつせん） 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）

（事業の実施）

第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業（以下「筑波研究学園都市建設事業」という。）は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者が実施するものとする。

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）

（定義）

第二条 この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京田辺市、京都府相楽郡木津町、同府同郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち国土交通大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的

施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。

2}7 (略)

(施設の整備)

第七条 国及び地方公共団体は、第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の同意を得た建設計画(以下「同意建設計画」という。)の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な施設の整備に努めなければならない。

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二}五 (略)

3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2}5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項

第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 (略)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）八他ノ法律ニ拘ラス内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

・ (略)

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。
4 18 (略)

旧都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）

（業務の範囲）

第二十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅市街地その他の市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備（当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。以下同じ。）又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業を施行すること。

三 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、防災街区整備事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業をいう。以下同じ。）又は住宅街区整備事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業をいう。）、に参加組合員（市街地再開発事業にあつては都市再開発法第五十条の三第一項第五号又は第十二条第二項第五号（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者を、防災街区整備事業にあつては密集市街地整備法第百六十六条第一項第五号又は第百八十条第二項第五号（密集市街地整備法第百八十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者を含む。）として参加すること（第十号の業務を併せて行うものに限る。）。

四 都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築物又は密集市街地整備法第二百三十五条第二項に規定する特定建築物として都市再開発法第九十九条の二第三項に規定する特定施設建築物又は密集市街地整備法第二百三十五条第三項に規定する特定防災施設建築物の建設、管理及び譲渡を行うこと。

五 (略)

六 良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。

七 第一号、第二号又は第六号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

八 (略)

九 次に掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設、管理及び譲渡を行うこと。

イ 第一号、第二号、第六号又は第七号の業務の実施に必要な土地等を提供した者若しくは当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは事業を営んでいた者(以下この号及び第三十二条第一項において「土地提供者等」という。)(の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設(市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。)

ロ 第一号から第三号までの業務により整備した敷地又は造成した宅地(第二号又は第三号の業務によるものにあつては、土地区画整理事業により公団が取得するものに限る。以下この号及び第三十二条において「整備敷地等」という。)(について、同条第一項及び第二項の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設

ハ 市街地において第六号の業務による賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

十 十四 (略)

2・3 (略)

附則

第十一条 公団は、当分の間、第二十八条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧公団法第二十九条第一項第十三号の業務のうち人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺の地域において同項第二号の業務により造成された大規模な住宅の用に供する宅地で国土交通大臣が指定するものの利用者のための鉄道による輸送力を確保するため必要なもの並びにこれに附帯する業務(以下この条及び次条において「鉄道業務」という。)(を行うことができる。

2 前項の規定により鉄道業務が行われる場合には、公団の経理については、鉄道業務とその他の業務(第五項において「都市基盤整備業務」という。)(に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3・4 (略)

旧地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）

（業務の範囲）

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

イ・ロ（略）

ハ 公団が行う宅地の造成（委託により行うものを除く。）と併せて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備（国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。）並びに当該施設の管理及び譲渡

ニ（略）

二・三（略）

2）4（略）

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、政令で定める法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

- 一 日本政策投資銀行
 - 二 国際協力銀行
 - 三 削除
 - 四 削除
 - 五 地方公共団体
 - 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの
 - イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人
 - ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるもの
- 3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。
- 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）
（許可）
- 第三条 鉄道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2～4 （略）
- （旅客の運賃及び料金）
- 第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
- 2～5 （略）
- （列車の運行の管理等の受委託）
- 第二十五条 列車の運行の管理その他国土交通省令で定める鉄道事業に係る業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2 （略）
- （事業の譲渡及び譲受等）
- 第二十六条 鉄道事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2～7 （略）

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

三 八 （略）

九 共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で国土交通省令で定めるものをいう。

十 十五 （略）

十六 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

（公営住宅の家賃に係る国の補助）

第十七条 国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2 国は、第八条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（第十条第一項の規定による国の補助に係るものを除く。）にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害に算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（第十条第一項の規定による国の補助に係るものを除く。）にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数（第八条第一項又は第十条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二條第一項の規定の適用を受けて建設

若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4 前三項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定める。